

あきた治験ネットワーク 実務担当者連絡会議 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、あきた治験ネットワーク規約第6条第2項の規定に基づき、あきた治験ネットワーク実務担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所管事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 治験ネットワーク参加医療機関（以下「参加医療機関」という。）の連絡調整に関する事項
- (2) 治験従事者の情報交換、研修等に関する事項
- (3) その他治験ネットワークの運営に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 参加医療機関の治験事務局の事務担当責任者
- (2) 参加医療機関の治験薬管理責任者
- (3) 参加医療機関の治験コーディネーター（以下「CRC」という。）責任者
- (4) その他必要と認められる者

(代表幹事及び幹事)

第4条 連絡会議に代表幹事1名、幹事若干名を置く。

- 2 代表幹事は、秋田大学医学部附属病院臨床研究支援センター副センター長をもって充てる。
- 3 幹事は、事務担当責任者、治験薬管理責任者及びCRC責任者各1名以上とし、構成員の中から代表幹事が指名する。

(会議)

第5条 連絡会議は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

- 2 連絡会議は、協議する事案の内容により、当該事案に関係する構成員のみをもって開催することができる。
- 3 連絡会議は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(部会)

第5条 連絡会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、対象とする事案により、当該事案に関する幹事が招集し、座長となる。
- 3 部会は、当該事案に関する構成員をもって組織する。
- 4 前条第3項の規定は、部会において準用する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において別に定める。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、治験ネットワーク事務局において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月2日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。